

# 諸報告資料

(令和8年門真市教育委員会第2回定例会)

門真市教育委員会



門真市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

門真市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

近年、学校を取り巻く環境は、教育課題の多様化や複雑化によって大きく変化しており、学校の役割もそれに応じて更新・改善していくことが求められている。

一方、それに伴って教職員の業務は複雑化・多忙化する状況があり、長時間労働の常態化や教職員の心身への悪影響が全国的な課題となっている。このような状況は本市においても例外ではなく、教職員の健康はもちろん、子どもたちの学びを支える教育活動の質に対しても深刻な影響を及ぼす恐れがある。

学校における働き方改革は、業務の削減のみを目的とするものではなく、教職員がその専門性を十分に発揮し、子どもたちと向き合えるようになることが重要である。教職員が心身ともに健康であり、教育公務員としての自覚とやりがい、誇りを持って子どもたちの教育に携われる教育環境を整えていくことが、教育の質の向上には不可欠である。

このような認識のもと、本市教育委員会と学校現場において一層の連携を図りながら、働き方改革を推進していくことを趣旨として、「門真市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

### (2) 本市の現状

門真市教育委員会では、令和2年4月に門真市立学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として「門真市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

本市教育委員会ではこれまで、全校においてタイムカードによる客観的な在校等時間の把握を開始するとともに、学校サポートスタッフの全校配置や学校閉庁日の設定、校務支援システムの導入や授業へのデジタル技術の活用、中学校部活動の地域展開等の取組を推進し、各学校と連携しながら、教職員の長時間労働改善を図ってきた。

このような取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、過去4年間については次のとおりとなっている。

**【令和3年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36時間37分	32.6%	5.1%
中学校	月48時間47分	47.7%	17.6%
全体	月40時間16分	38.2%	9.8%

**【令和4年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間53分	35.9%	4.4%
中学校	月47時間19分	46.8%	15.4%
全体	月39時間19分	39.9%	8.4%

**【令和5年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31時間12分	23.8%	1.9%
中学校	月45時間48分	46.3%	15.2%
全体	月36時間38分	32.1%	6.9%

**【令和6年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29時間40分	21.9%	1.9%
中学校	月45時間10分	44.9%	13.2%
全体	月35時間21分	30.3%	6.0%

**【令和3年度と令和6年度の時間外在校等時間の比較】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	6時間57分減少	10.7%減少	3.2%減少
中学校	3時間37分減少	2.8%減少	4.4%減少
全体	4時間55分減少	7.9%減少	3.8%減少

これまでの本市教育委員会および各校における業務改善の取組の成果により、小学校・中学校ともに時間外在校等時間については着実に改善傾向が見られており、小学校においては令和6年度時点において年間の平均が月30時間を下回る状況となった。

しかしながら、中学校においては改善の傾向が小学校より緩やかであり、令和6年度時点でも年間平均が月45時間を超えている状況が課題として見られる。

また、月45時間を上回る教員等については、小学校においては令和3年度と比較して10ポイント以上の減少が見られるが、依然として2割を超える教職員が45時間を上回っている現状がある。また中学校においては45時間を上回る教員の割合が非常に高く、減少の幅も小さい状況であり、さらに月80時間を上回る教職員も1割を超えており、引き続き積極的な業務改善の取組が必要な状況となっている。

特に中学校では小学校と比較して休日の在校等時間が長時間となっており、主に休日の部活動指導に関わる教員の負担が大きくなっていることが考えられる。また、生徒指導に対しても学年全体の教職員が組織的に関わる必要があり、それに伴って全体的に在校等時間が増加する傾向がある。学年・学校の中核となる学年主任・教務主任・管理職等についてはさらに在校等時間が長くなる状況が見られる。

教職員の時間的余裕を十分に創出して教職員が子どもたちに向き合い、教育の質を向上させることができるよう環境整備していくために、本市教育委員会としても既存の取組を継続しつつ、中学校部活動の地域展開や学校教育活動を支援する人材の充実を図るとともに、様々な角度から業務の改善をより一層推進し、市長部局や関係機関、各学校と連携しながら教職員への支援を充実していくことが必要である。

こうした現状と課題を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定する。

## 2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における時間外在校等時間の1ヶ月平均時間を30時間程度にする。  
※【令和6年度 35時間21分】
- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。  
※【令和6年度 69.7%】

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%まで減少させる。  
※【令和7年度 17.5%】
- ・門真市学校教育診断「学校行事の見直しや会議の精選など、学校全体で業務量の削減や長時間労働の改善に向けての『働き方改革』が推進されている」の項目において、市全体の肯定的回答を80%まで向上させる。  
※【令和6年度 68.5%】
- ・門真市学校教育診断「年齢や経験年数に伴って自らの成長が感じられ、意欲的に業務に取り組める」の項目において、市全体の肯定的回答を85%まで向上させる。  
※【令和6年度 82.9%】

## 3. 計画の期間

○計画の期間は、令和8年度～令和11年度とする。

○毎年度において計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直し等を行う。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等**（「3分類」①関係）
  - ・交通専従員の配置をはじめ、公用車による青色防犯パトロール、ボランティアによるキッズサポーターなどを通して通学路の見守り活動を推進する。
  - ・各学校・地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登校時間を教職員の勤務開始時間と適合するよう見直しを推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応**（「3分類」②関係）
  - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
  - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、関係機関と認識を共有する。
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）**（「3分類」③関係）
  - ・給食費の無償化及び公会計化を継続し、教職員の負担を軽減する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等**（「3分類」④関係）
  - ・コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の場を活用し、地域学校協働活動推進員が窓口となる地域・学校間の連絡調整体制づくりを推進する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応**（「3分類」⑤関係）
  - ・保護者や市民からの苦情等に、元校長であるスクールアドバイザーが対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、学校だけで抱え込むことなく苦情に対応できる体制を構築する。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答・ホームページ等の運営**（「3分類」⑥⑦関係）
  - ・調査・統計への回答や児童生徒・家庭への周知依頼文書等の精選・縮減に努め、ICTを活用した回答や配付等による負担軽減を図る。
  - ・学校における文書管理方法の見直しを推進し、電子化・省力化を積極的に検討する。
  - ・共同学校事務室等と連携し、事務職員が調査・統計等の回答や学校ホームペー

ジ運営等の業務に参画する体制づくりを推進する。

●ICT 機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・学校に導入されている ICT 機器について、番号の管理、管理シールの付与、故障等の切り分け、修理の対応を教育委員会に所属する GIGA スクールサポーターや保守事業者を窓口とした体制を構築し、教員の事務負担を軽減する。
- ・教職員の ICT 環境及び校内ネットワーク設備については、教育委員会が民間事業者と直接運用保守契約を結び、常時対応できる体制を構築する。

●学校プール等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・中長期的な費用対効果を検証しつつ、水泳授業に民間活力を導入することにより、学校プールの維持管理や清掃、指導に係る業務負担の軽減を図る。

●校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃外部委託等の在り方について、学校施設における新たな管理手法を構築する中において必要性及び費用対効果等を勘案し検討する。

●中学校部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動地域展開を推進し、令和 13 年度を目途に原則休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・中学校が実施する部活動については、「門真市部活動の在り方に関する方針」を遵守し、活動時間等の適正化を図る。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

●授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・日々の授業準備に係る教材印刷、物品準備、資料整理等の補助的業務について、サポートスタッフの計画的活用及び授業支援ソフト等の積極的活用により、教材準備・印刷・共有の効率化を図り、教員の事務負担軽減を推進する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術を搭載したソフトウェア等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

●支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・SC・SSW・スクールロイヤーをはじめとした様々な専門家、介助員・支援教育支援員・校内教育支援ルーム支援員等の会計年度任用職員、自立支援通訳や学生ボランティア等の外部支援人材等と教職員が「チーム学校」として連携・協働し、いじめ・不登校・被虐待等の状況にある児童生徒、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒等、様々な課題の状況に応じた支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、専門家、会計年度任用職員、支援人材の配置拡充に努めるとともに、各種連携に関する教職員研修や連絡会を開催し、学校が組織として関係機関や専門家と連携・協働し、適切な役割分担のもとで児童生徒の支援を行うことのできる体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程編成において、年間総授業時数及び週当たり授業時数が標準授業時数を大幅に超過（例：小学校4年生以上において1086時間以上設定）しないよう、年度当初の計画段階から指導・助言を行う。
- ・教育課程の標準性及び弾力的運用を確保し、カリキュラムマネジメントの質的向上を図るため、管理職及び教職員を対象とした研修の実施や必要な情報提供を行う。
- ・各学校における行事や活動の精選・削減・短縮を検討するとともに、形骸化し十分な効果が見込めないものについては廃止を含めた見直しを積極的に推進する。
- ・既存のICT環境を積極的に活用し、会議のペーパーレス化、クラウドによる文書共有の標準化、チャット・掲示板機能等を用いた情報共有、出欠・成績・教材管理の効率化等をさらに推進し、校務全体の負担軽減を図る。
- ・グーグルサービスの校務への展開、完全無線化によるロケーションフリーの校務環境の構築、校務支援システムとデジタル採点ソフトと保護者への一斉送信機能の一斉導入など、これまで導入した整備環境を最大限に活かし、校務DXチェックリストの項目を中心に効率化を推進する。
- ・保護者向け協力依頼の発出等、勤務時間外の電話対応を行う必要がない環境整備を促進するとともに、機器更新の機会をとらえて留守番電話機能のある電話機への交換を検討する。
- ・各校において本計画を踏まえた学校運営方針を確立するとともに、業務改善推進担当者の位置付けや首席・教務主任の活用等、管理職と教職員の連携による組織的な業務改善を推進する。

## (3) 学校への人的支援体制の充実

学校における人的支援体制の充実のため、以下の内容に取り組む。

- ・学校サポートスタッフの全校配置を継続し、各校の活用事例を共有しながら教職員の業務負担軽減を積極的に推進する。
- ・中学校への学校サポートスタッフ・管理職業務補助等の支援人材の拡充を検討する。

#### (4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が100時間を超えた教職員、または連続して80時間を超えた教職員に対し、原則として医師による面接指導を年間1回以上実施する。
- ・ 年間を通した最終退校時間の設定等の検討を行い、勤務時間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 職員の健康診断とストレスチェックを確実に実施し、集団分析の結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・ 高ストレス者が医師による面接相談等を受けられる体制を構築し、教職員の心身の健康問題に適切に対応する。
- ・ 長期休業中に連続して6日以上の学校閉庁日を設定し、拡大も検討しながら各学校に対してまとまった年次有給休暇の取得を推進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

○計画の実効性を確保するため、関係機関とも連携を図りながら次のとおりフォローアップを行う。

### ・計画の公表・報告

取組の着実な実行を図るため、門真市立学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、門真市ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議で報告する。

### ・目標達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムにより把握する。

その他の目標については、本市で実施しているストレスチェックの結果及び門真市学校教育診断教職員アンケート結果により把握する。

### ・学校状況の把握と個別支援

教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該校への聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校、および業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中の速やかな改善を目指して、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。

### ・各学校との連携・支援強化

教育委員会において各学校における働き方改革の取組促進に向け、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント研修の充実等、支援を強化する。

### ・地域・保護者等への理解促進・連携

各学校においては学校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会等の機会をとらえ、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容及び各取組について説明するとともに、理解と協力を得られるよう連携に努める。

## 概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

## 改正のポイント

### 1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

#### 【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

#### 【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

### 2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

#### 【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

#### 【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
  - 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

### 5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合に、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

### 3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

#### 【目標】

- 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
  - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
  - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

#### 【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

### 4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

#### 【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

#### 【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。

## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

# 「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

## 教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



## 学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

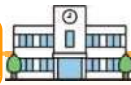
- 働き方改革を進めるための制度改正
- 働き方改革に係る指針の改定や計画<sup>※1</sup>のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

### 教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- **部活動の地域展開等の推進**

### 学校



#### ● 業務の精選・見直し

- 学校における**業務分担**の見直し
- **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
- **校務DX**の加速化 など

#### ● 学校運営全体の中で**取り組み**

- 学校評価を活用
- 学校運営協議会の仕組みを活用



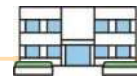
### 地域・保護者

#### ● 学校との**連携・協働**

- **学校運営協議会**<sup>※2</sup>などを通じた学校運営への参画

#### ● 自治体全体で**取り組む**

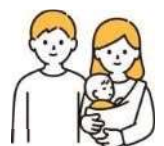
- **総合教育会議**<sup>※3</sup>を通じた連携・協働



### 首長部局

学校の指導・運営体制の充実

- 1 教職員の定数を改善します
- 2 支援スタッフを充実します
- 3 若手教師のサポート体制を整えます
- 4 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の処遇改善

- 1 約50年ぶりの**給与改善**
- 2 **職務や業務負担に応じた処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。  
 ※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)  
 ※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

✓ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

✓ 地域の理解を得るための周知・広報

✓ 「計画」の総合教育会議への報告

✓ 首長部局との連携

✓ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

✓ 学校への支援



といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

## そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や  
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う  
マンパワーを確保します



「計画」の  
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の  
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への  
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り  
などに共に取り組みます



首長部局や地域・  
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため  
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師のサービスを監督する教育委員会には、  
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

### 安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、  
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等  
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への  
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、  
教師が教師でなくてはできないことに集中する  
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校に  
おける働き方改革事例集」

## 今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の**時間外在校等時間の縮減**
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、**改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること**
- ✓ 学校運営の「**基本的な方針**」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、**地域や保護者と連携**しながら取組を推進



## といった取組を進めていきましょう！

### ✓ 取組モデル1 日課表の見直し

校長先生 **朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、清掃を朝活動の時間に行う**などの見直しを行いました。その際、**保護者へしっかりと意図を説明**しました。



先生 清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、**放課後の業務にゆとり**ができました。



保護者 朝読書がなくなることへの**不安**や、校内が汚くなるのではないかと**懸念**もありましたが、**丁寧に説明**してもらえたことで**安心**できました。



### ✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 **学校だより**に勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その**要因となった業務**(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、**背景を知ってもらう**ようにしています。



保護者 先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。**協力できることがあれば言ってください**。



先生 自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、**自身の働き方を見直すきっかけ**になりました。



## 校長等の管理職は、教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における**業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備**を行い、健康管理に取り組む必要があります



その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、**現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じる**ことが重要です

### 安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う**と解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号115頁)

国や教育委員会では、**教職員定数の改善や支援スタッフの充実**などの環境整備を進めてきています。

学校においても、**教師の健康・福祉を確保するとともに、教師が教師でなくてはできないことに集中**することができる**チーム学校の実現**に取り組んでいきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

# 皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

## 1 教師を取り巻く環境

### 学校が対応する 課題の多様化・複雑化

#### いじめ重大事態

■ いじめの重大事態の発生件数  
(小中学校)

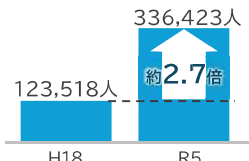


外国人児童生徒

児童虐待

#### 不登校

■ 不登校児童数(公立小中学校)



特別支援教育

子供の貧困

など

### 教師の厳しい勤務実態

- 平均時間外在校等時間は  
地方公務員の一般行政職の約3倍  
(R4:月約47時間)



### 臨時講師等が確保できない「教師不足」

#### 教員採用選考試験の倍率は過去最低

- 令和6年に小学校で2.2倍
- 教師に質の高い人材を集めること  
が難しくなる可能性



▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

## 2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

#### 学校における 働き方改革の 更なる加速化

- 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
  - 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進
- など

#### 学校の 指導・運営体制の 充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
  - 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現
- など

#### 教師の 処遇改善

- 専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ  
(4%から10%まで段階的に引き上げ)
- など



## 3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

✓ 総合教育会議を活用した  
教育委員会との連携

✓ 自治会や地元企業・団体等への  
協力要請

✓ 学校用務員や支援スタッフの  
予算化の推進

✓ 学校プールをはじめとする、  
学校関係施設の管理の外部化  
のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で  
地域の子供たちを育てていきましょう

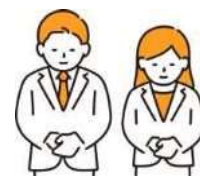


# 学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます

子供たちへのより良い教育のために

さらなる**学校へのご協力**をお願いします



## 1

### 教師を取り巻く環境

いじめなどの課題が増加

■いじめの重大事態の発事件数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均  
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態

■平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は

過去最低 (令和6年に小学校で2.2倍)

▶ 教師が子供にもっと向き合えるようにする必要があります！

## 2

### 文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進めるための仕組み作り

■教職員定数の改善  
■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、**地域や保護者の皆様のご協力**が不可欠です！

## 3

### ご協力いただきたいこと

- ✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、**学校運営に参画**いただく
- ✓ 学校以外が担うべき業務の**役割分担の見直しへのご協力** (登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)
- ✓ **学校行事や業務の見直しへのご理解**



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・声量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定時内に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください

**教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、  
子供たちの成長を直接感じることができる職業です。**



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

さらに**教師が子供に全力で向き合えるよう**  
教師の**“働きやすさ”**と**“働きがい”**の両立を実現します

### 教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等



### 子育てとの両立

- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備



### 学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、若手の教師をサポートする体制へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう教師の配置を増やします

### 学校の体制もより良く変化

- ✓ 小学校：学級担任＋教科担任制  
理科や算数など分野ごとに  
専門性の高い教師が授業を担当

- ✓ 中学校：40人→35人学級へ  
(R8年度法改正予定)  
一人一人の子供に目が届く指導を

- ✓ 様々な支援スタッフと協働



教員業務支援員  
(スクールサポートスタッフ)



スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー



部活動指導員

教員業務支援員として  
学校に関わる学生も  
増えています！  
応募は各自治体HPへ

### 多様な経験と能力が求められる教師に見合う処遇へ

#### ■教師の初任給※

R7法改正により、  
給料月額**の4%→10%へ**  
(R8～R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、  
令和7年の**教職1年目の給与は**  
**前年から約50万円増加**

区分	学部卒	院卒	参考：国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円
教職調整額	10,080円	10,772円	
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円
計(年収) ※期末・勤勉手当を含む	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)の改善前の令和7年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)

※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算

※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算。